

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和3年3月30日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りではない。

- (1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)
- (2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで